

# 船舶

## 免税の要件

- 「船舶の使用者が用いる船舶の動力源の用途」が免税要件です。
- 軽油引取税の課税免除における「船舶」には、船舶法第1条の規定による船舶のほか、漁船、浚渫船等も含まれます。

## 申請に必要な書類

【免税軽油使用者証の交付】…有効期間は3年を超えない範囲で設定。

(最長でも令和9年3月31日まで。ただし、プレジャーボートの使用者については令和7年3月31日まで。)

※①	免税軽油使用者証交付申請書(第16号の16の2様式)
※②	誓約書(第16号の18様式)……法人の場合は「役員の住所・氏名一覧表」も提出
※③	免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書
④	本人確認書類 個人の場合 → 運転免許証等の写し又は住民票(写し可) 住民票は、個人番号の記載がないもので可 法人の場合 → 履歴事項全部証明書(写し可)、定款(写)
⑤	船舶の写真(前・横・後方の写真で船舶名が確認できるもの、エンジン部分、アワーメーター等の数値のわかるもの)
⑥	船舶のタンク容量、燃料消費量(率)が確認できる書類(写) (カタログ・スペック表・発注書など) ただし、プレジャーボートの場合は、燃料消費量(率)が確認できる書類は不要
⑦	許可証・認可証等(写)(営業の条件として許認可等が必要な場合)
⑧	リース契約書(写)(船舶の所有権を有しない場合)
⑨	船舶の所在地が確認できる書類(写)(係留証明書、マリナー契約書のいずれかのもの)
⑩	船籍票(写)(小型船舶(総トン数20トン未満)の場合は、「小型船舶登録事項通知書」(写) 漁船の場合は、「漁船登録票」(写))
⑪	船舶検査手帳(写)
⑫	船舶検査証書(写)

【免税証の交付】…有効期間は1年を超えない範囲で設定。ただし、プレジャーボートの使用者については、最長でも令和7年3月31日まで。

※⑬	免税証交付申請書(第16号の21様式)
⑭	交付を受けた「免税軽油使用者証」
※⑮	免税証の所要数量算出の基礎となる書類 プレジャーボート → 航行予定表 プレジャーボート以外の船舶 → 免税証所要数量算出計算書

※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

「免税軽油使用者証」と「免税証」の受領及び返納の際には、それぞれ「受領書」と「返納書」(第127号様式(同一様式))をお渡ししますので、記入のうえ、ご提出ください。

(裏面もご確認ください。)

## 免税軽油使用実績報告の提出

毎月の免税軽油の使用実績について、毎月使用月の翌月末までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」（第 16 号の 30 様式。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。）に以下の書類を添付して所管の都税事務所・支庁にご提出ください。

- 免税軽油の引取り等に係る内訳書（所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。プレジャーボートは不要。）
- 納品書（軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの）及び請求書の写し